

## 職長(第一線監督者)安全衛生教育開催のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第60条では、政令で定める業種については事業者に対して『新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者(作業主任者を除く)』に対し、安全衛生教育を実施するよう義務づけられています。また、平成18年1月の改正労働安全衛生規則第40条で、職長教育の教育事項としてリスクアセスメントが従来の事項に追加されていますので、すでに上記立場におられる方(係長、職長、組長等)の再教育としてもご活用いただけます。大勢の皆さまが受講されますようご案内申し上げます。

敬具

### ☆ 職長等の教育を行うべき業種 ☆

①建設業 ②製造業〔食料品・たばこ製造業(化学調味料製造業、動植物油脂製造業を除く)、繊維工業(紡績業、染色整理業を除く)、衣服その他繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業を除く〕、③電気業 ④ガス業 ⑤自動車整備業 ⑥機械修理業

### 記

- 日時 : 1日目 平成30年5月14日(月) 9:15~15:30  
2日目 平成30年5月15日(火) 9:00~17:00
- 会場 : 正雀市民ルーム大会議室(3F) 摂津市正雀本町1-11-1
- 内容 : 労働安全衛生法第60条第1号~第3号  
第1号:作業方法の決定および労働者の配置に関すること  
第2号:労働者に対する指導または監督の方法に関すること  
第3号:労働災害を防止するために必要な事項(労働省令で定めるもの)
- 受講料 : 協会会員 11,772円【講習料10,100円 同消費税808円、テキスト代864円(税込)】  
非会員 12,852円【講習料11,100円 同消費税888円、テキスト代864円(税込)】
- 募集人数 : 30人
- 申込み : 裏面の申込書に必要事項を記入しFAXを入れてください。
- 支払い : (1)当協会まで持参 } ただし、テキストの事前送付をご  
(2)現金書留 } どの方法でも可 希望の場合は、1冊につき216  
(3)銀行振込み } 円の送料を加算してください。

一般社団法人茨木労働基準協会  
〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301号  
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763  
りそな銀行茨木西支店  
受講料振込先 口座番号(普通)1135303  
一般社団法人茨木労働基準協会

以上

平成 年 月 日

(一社)茨木労働基準協会 宛  
FAX:072-621-5763

### 職長(第一線監督者)安全衛生教育受講申込書

事業所名			
所在地	〒		
TEL		FAX	
担当部署		担当者名	

受講番号 (協会記入欄)	ふりがな	生年月日	現住所
	受講者名		

※ 受講料の支払い、テキストの受渡しについて下欄のご希望の方法に○印をお入れください。

支払い方法	協会まで持参	現金書留	銀行振り込み
テキスト受け渡し	事前に協会を受取り	事前送付希望	講習当日受取り